

令和 6 年 12 月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和 6 年 12 月 18 日

令和 6 年 12 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

発議第 7 号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第 8 号 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第 7 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 18 日 提出

議会運営委員会

委員長 柳 楽 真智子

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 109 条」の次に「—第 111 条」を加える。

第 8 条第 2 項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 13 条第 1 項及び第 16 条中「連署」の次に「又は記名」を加える。

第 18 条中「承認」を「許可」に改める。

第 19 条（見出しを含む。）並びに第 27 条の見出し及び同条第 1 項中「配付」を「配布」に改める。

第 30 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 42 条第 2 項中「会議」を「議会」に改める。

第 43 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 69 条中「配付」を「配布」に改め、「効力）」の次に「第 1 項から第 3 項まで」を加える。

第 74 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改める。

第 79 条第 2 項中「記載し、又は記録する」を「記録する」に改める。

第 80 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第 82 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 85 条第 1 項中「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を」を「、請願者の氏名及び住所並びに請願を紹介する議員の氏名を記載」に改め、同条第 2 項中「並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を」を「、法人の名称及び所在地、代表者の氏名並びに請願を紹介する議員の氏名を記載」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 86 条の見出し及び同条第 1 項中「配付」を「配布」に改め、同条第 3

項中「連署」の次に「又は記名」を加える。

第 87 条ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第 88 条第 1 項中「配付」を「配布」に改める。

第 89 条ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第 91 条を次のように改める。

(陳情書の処理)

第 91 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第 96 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 96 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 97 条中「もの」を「物」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 99 条（見出しを含む。）中「配付」を「配布」に改める。

第 101 条第 1 項中「連署」の次に「又は記名」を加える。

第 108 条中「招集権者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生」を「前条の協議等の場については、災害等の発生、重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 109 条を第 111 条とし、第 7 章中同条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知)

第 109 条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下この条及び次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うこと

ができる。

- 2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（議事日程の作成及び配布）、第80条（会議録の配布と公開）、第86条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第88条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、記名し、又は連署すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付す

る必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による作成等）

第110条 この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第69条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 8 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 18 日 提出

議会運営委員会

委員長 柳 楽 真智子

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 1 項中「新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生」を「災害等の発生、重大な感染症のまん延」に改める。

第 27 条を次のように改める。

（動議の撤回）

第 27 条 提出委員が動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった動議の撤回については、委員会の許可を得なければならない。

第 45 条第 1 項中「議員」の次に「(以下「委員外議員」という。)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定によりオンラインによる方法で出席を希望する委員外議員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 46 条中「委員長席で」を削り、同条ただし書中「、委員席に着き」を削り、「委員長席に復する」を「委員長の職務を行う」に改める。

第 60 条中「配付」を「配布」に改める。

第 62 条の 3 中「委員長」を「委員会」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 62 条の 7 において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 62 条の 7 の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第 1 項中「文書」の次に「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を加え、同条第 2 項を削る。

第 63 条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定によりオンラインによる方法で出席を希望する紹介議員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 65 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「に提出する」を「が保管する」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加

える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第68条中「もの」を「物」に改め、同条ただし書中「委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第70条（見出しを含む。）中「配付」を「配布」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。